

津久見市自動車運送事業者物価高騰対策 事業継続支援金

原油価格高騰などの影響により、事業活動に大きな影響を受けている一般貨物自動車運送事業者に対し、支援金を交付します。

交付対象者

市内に主たる事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者

1. 令和8年1月1日時点で、貨物自動車運送事業法の許可を得て、主たる事業として一般貨物自動車運送事業を営んでいること
2. 市税の滞納がないこと

交付額

所有している事業用貨物車両数×交付単価

(市内の事業所に登録している車両に限る)

事業用貨物車両の分類 (道路運送車両法による)	交付単価
普通自動車 (大型トラック等)	10万円
小型自動車 (小型トラック等) 軽自動車 (軽トラック等)	3万円



【上限100万円】

申請方法

以下の書類を揃え、郵送または持参にて提出してください。
(申請書は津久見市ホームページからダウンロードしてください。)

- 津久見市自動車運送事業者物価高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書 (第1号様式)
- 交付対象車両一覧表 (第2号様式)
- 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し
- 対象車両全ての車検証の写し
- 対象車両全ての写真 (ナンバーが写っているもの)
- 自動車維持運行のために自社で負担していることが証明できる書類

申請・問合せ先

【申請期限】令和8年10月30日(金)まで

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号
津久見市役所 商工観光・定住推進課
TEL: 0972-82-9542